

医 薬 第 3 6 7 号
令和2年（2020年） 5月8日

各保健所設置市保健所長 様

保健福祉部地域医療推進局医務薬務課長

新型コロナウイルス感染症による機能停止等になった医療施設等に対する融資
について

このことについて、厚生労働省医政局医療経営支援課から別添のとおり事務連絡がありましたので、貴市管内の医師会、歯科医師会及び各医療機関あて周知願います。

なお、一般社団法人北海道医師会、一般社団法人北海道歯科医師会及び特定非営利活動法人北海道病院協会には、別途通知しております。

また、本通知については、当課のホームページに掲載しております。

記

○医務薬務課ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/kouseiroudousyoutuuti-imu.htm>

（ 担当
医務薬務グループ 南野
TEL 011-231-4111(内 25-351) ）

令和2年4月30日

都道府県
各指定都市衛生主管部（局）御中
中核市

厚生労働省医政局医療経営支援課

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった
医療関係施設等に対する融資について

独立行政法人福祉医療機構（以下、「WAM」という。）では、医療関係施設等を整備する際に必要となる建築資金、機械購入資金及び長期運転資金を長期・固定・低利で融資しており、令和2年3月10日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった医療関係施設等に対する融資について」のとおり、新型コロナウイルス感染症により、当該施設の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合の長期運転資金については、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「優遇融資」という。）を行っております。


この度、令和2年度補正予算により、

- ・ 融資に必要な原資を1,250億円積み増し（2,594億円から3,844億円）
- ・ WAMの財政基盤を強化するため41億円の政府出資（無利子・無担保融資を行うためにWAMへ出資するもの）

を行うとともに、優遇融資の条件について、償還期間の延長等の更なる拡充を行うこととなりましたので、対象となった医療関係施設等が必要に応じて本優遇融資を活用できるよう、管内の市区町村や関係機関、医療関係施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、融資の相談及び今後の手続等については、下記及び（別紙）記載の「独立行政法人福祉医療機構相談窓口」までお問い合わせいただきますよう、あわせてご周知ください。

（独立行政法人福祉医療機構相談窓口）

独立行政法人福祉医療機構（新型コロナウイルス感染症の優遇融資関連ページ） https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/		
新規貸付	●開設地が東日本（北海道～三重県）： 東京本部 福祉医療貸付部 医療審査課 TEL 03-3438-9940 TEL 03-3438-9934 FAX 03-3438-0659	
	●開設地が西日本（福井県～鹿児島県）：大阪支店 医療審査課 TEL 06-6252-0219 FAX 06-6252-0240	
既往貸付	東京本部 顧客業務部 顧客業務課 TEL 03-3438-9939 FAX 03-3438-0248	
お問い合わせフォーム： https://www.int.wam.go.jp/wamhp/hp/info-tabid-640/info-iryu-tabid-2375/		

【担当連絡先（自治体担当者向け）】

厚生労働省医政局医療経営支援課経営指導係

代表電話：03-5253-1111（内線 2671）

直通電話：03-3595-2261

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった

医療関係施設等に対する優遇融資の概要

(独立行政法人福祉医療機構 医療貸付事業)

下記の通り、優遇融資の条件について、更なる拡充として、償還期間の延長及び既往貸付金に係る返済猶予期間の延長を行います。

※今回の拡充以前にご相談いただいた法人におかれましても、本件による優遇融資をご利用いただけます。

※既にご契約いただいている法人には、福祉医療機構から償還期間の延長手続きを行うかどうかについて、後日改めて確認の連絡をさせていただきます。


○長期運転資金

	通常の融資	従来 ^① の優遇融資	本件による優遇融資の更なる拡充
償還期間 (据置期間)	1年以上3年以内 (6か月以内)	10年以内 (5年以内)	15年以内 (5年以内)
貸付利率 (令和2年4月日現在)	0.806%	《当初5年間》 ・1億円まで：無利子 ・1億円超の部分は 0.200% 《6年目以降》0.200%	《当初5年間》 ・1億円まで：無利子 ・1億円超の部分は 0.200% 《6年目以降》0.200%
貸付金の限度額	老健： 1,000万円 診療所： 300万円	病院：7.2億円 老健・介護医療院：1億円 それ以外の施設：4,000万円 (貸付金額3億円までは 無担保で融資が可能)	病院：7.2億円 老健・介護医療院：1億円 それ以外の施設：4,000万円 (貸付金額3億円までは 無担保で融資が可能)

(※) 既往貸付金については、当面6か月の元利金、事業者の状況に応じて更に3年間(最長3年6か月)の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

融資の相談につきましては、独立行政法人福祉医療機構相談窓口までお問い合わせください。

(再掲：独立行政法人福祉医療機構相談窓口)

独立行政法人福祉医療機構 (新型コロナウイルス感染症の優遇融資関連ページ)		
https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/		
新規貸付	●開設地が東日本(北海道～三重県)： 東京本部 福祉医療貸付部 医療審査課 TEL 03-3438-9940 TEL 03-3438-9934 FAX 03-3438-0659	
	●開設地が西日本(福井県～鹿児島県)：大阪支店 医療審査課 TEL 06-6252-0219 FAX 06-6252-0240	
既往貸付	東京本部 顧客業務部 顧客業務課 TEL 03-3438-9939 FAX 03-3438-0248	
お問い合わせフォーム： https://www.int.wam.go.jp/wamhp/hp/info-tabid-640/info-iryu-tabid-2375/		

融資限度額の引き上げ、無担保・無利子での 長期運転資金の融資を行っています

新型コロナウイルス感染によって事業停止などになった医療関係施設に対し、優遇融資を実施しています。長期運転資金の貸し付け利率の引き下げ実施、既往貸付の返済猶予の相談に対応しています。

【融資を利用できる具体例】

- ・施設利用者や従業員の方が新型コロナウイルスに感染したため、やむなく営業を停止した場合
- ・施設利用者や従業員の方が新型コロナウイルスに感染したことに伴い、事業運営を縮小した場合
- ・新型コロナウイルス感染症の防止のため、自治体などからの要請を受けて、休業した場合

【①新規貸付】

主な融資条件	病院	老健・介護医療院	診療所・助産所 医療従事者養成施設 指定訪問看護事業
償還期間 (据置期間：元金の 返済猶予期間)	15年以内 (5年以内)		
貸付利率※	当初5年間 1億円まで無利子 1億円超の部分は0.2% 6年目以降 0.2%		
限度額 (無担保貸付)	7.2億円 (3億円)	1億円 (1億円)	4,000万円 (4,000万円)

※貸付利率は令和2年5月1日現在のものです。

※利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

●ご融資には保証人（保証人不要制度あり）が必要です。

※保証人不要制度（0.15%の利率を上乗せ）がご利用できます。

また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

【②既往貸付】

当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に**3年間（最長3年6か月）**の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

●その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ

(独)福祉医療機構（新型コロナウイルス感染症の優遇融資関連ページ）
https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

新規
貸付

●開設地が東日本(北海道～三重県)：

東京本部 福祉医療貸付部 医療審査課

TEL 03-3438-9940

TEL 03-3438-9934 FAX 03-3438-0659

●開設地が西日本(福井県～鹿児島県)：大阪支店 医療審査課

TEL 06-6252-0219 FAX 06-6252-0240

既往
貸付

東京本部 顧客業務部 顧客業務課

TEL 03-3438-9939 FAX 03-3438-0248

